

## 第16回教育委員会定例会 案件表

### ○日時

令和4年8月19日(金) 午前10時00分から

### ○議題

#### 1 議案

- (1) 議案第25号 「練馬区立小学校および中学校の学校医、学校歯科医ならびに学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例」の制定依頼について (資料1)
- (2) 議案第26号 「練馬区立少年自然の家条例の一部を改正する条例」の制定依頼について (資料2)
- (3) 議案第27号 「練馬区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」の制定依頼について (資料3)
- (4) 議案第28号 「練馬区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」の制定依頼について (資料4)

#### 2 陳情

- (1) 令和4年陳情第1号 ゲノム編集食品・植物を学校で使用しないことなどを求める陳情書〔継続審議〕

#### 3 協議

- (1) 旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置について〔継続審議〕
- (2) 令和4年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について〔継続審議〕 (資料5)

#### 4 報告

- (1) 教育長報告
  - ① 学校法律相談事業(スクールロイヤー制度)の実施状況等について (資料6)
  - ② 「練馬こどもカフェ」の拡充について (資料7)
  - ③ (仮称)都立練馬児童相談所の設置について (資料8)
  - ④ 東大泉第三保育園の民営化について (資料9)
  - ⑤ 令和4年度「練馬区成人の日のつどい」開催について (資料10)
  - ⑥ その他

資 料 1	
-------	--

議案第25号

「練馬区立小学校および中学校の学校医、学校歯科医ならびに学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例」の制定依頼について

上記の議案を提出する。

令和4年8月19日

提出者 教育長 堀 和 夫

「練馬区立小学校および中学校の学校医、学校歯科医ならびに学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例」の制定依頼について

このことについて、別紙のとおり制定を練馬区長あて依頼するものとする。

令和4年8月19日

教育振興部保健給食課

練馬区立小学校および中学校の学校医、学校歯科医ならびに学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

## 1 改正の理由

都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正に伴い、介護補償の限度額等について、東京都との均衡を図るため、所要の改正を行う。

## 2 改正の内容

介護補償の限度額を改定する。(第11条関係)

- (1) 常時介護を要する状態にあり親族等による介護を受けた日がある場合  
73,090円 → 75,290円
- (2) 随時介護を要する状態にあり親族等による介護を受けた日がある場合  
36,500円 → 37,600円

## 3 施行期日

公布の日

議案第 26 号

「練馬区立少年自然の家条例の一部を改正する条例」の制定依頼について

上記の議案を提出する。

令和 4 年 8 月 19 日

提出者 教育長 堀 和 夫

「練馬区立少年自然の家条例の一部を改正する条例」の制定依頼について

このことについて、別紙のとおり制定を練馬区長あて依頼するものとする。

令和 4 年 8 月 19 日

教育振興部保健給食課

## 練馬区立少年自然の家条例の一部を改正する条例

### 1 改正の理由

第 2 次みどりの風吹くまちビジョンアクションプラン [年度別取組計画] (令和元年度～令和 3 年度) で掲げた校外学習の見直し・充実および練馬区公共施設等総合管理計画に基づき少年自然の家施設のあり方について検討を行った結果、令和 5 年 3 月 31 日をもって練馬区立下田少年自然の家を廃止するため、所要の改正を行う。

### 2 改正の内容

第 2 条の表、別表および同表の備考 1 の表のつぎの少年自然の家を削る。

練馬区立下田少年自然の家

### 3 施行期日

令和 5 年 4 月 1 日

議案第27号

「練馬区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」の制定依頼について

上記の議案を提出する。

令和4年8月19日

提出者 教育長 堀 和 夫

「練馬区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」の制定依頼について

このことについて、別紙のとおり制定を練馬区長あて依頼するものとする。

令和 4 年 8 月 19 日

教育振興部教育指導課

練馬区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の  
一部を改正する条例

1 改正の理由

地方公務員法（昭和25年法律第261号）の一部改正により、現行の再任用制度が廃止され、定年前再任用短時間勤務制が導入されたことを受け、所要の改正を行う。

2 改正の内容

- (1) 第 3 条第 3 項中「第28条の 5 第 1 項または第28条の 6 第 2 項」を「第22条の 4 第 1 項」に改める。
- (2) 本則中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。
- (3) 地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第63号）付則第 6 条第 1 項等の規定により採用された「暫定再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」とみなす規定を付則に定める。

3 施行期日

令和 5 年 4 月 1 日

議案第 28 号

「練馬区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」の  
制定依頼について

上記の議案を提出する。

令和 4 年 8 月 19 日

提出者 教育長 堀 和 夫

「練馬区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」の  
制定依頼について

このことについて、別紙のとおり制定を練馬区長あて依頼するものとする。



令和4年8月19日

教育振興部教育指導課

## 練馬区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

### 1 改正の理由

地方公務員法（昭和25年法律第261号）の一部改正により、再任用制度が廃止され、定年前再任用短時間勤務制および管理監督職勤務上限年齢制が導入されたこと等を踏まえ、所要の改正を行う。

### 2 改正の内容

- (1) 再任用制度が廃止され、定年前再任用短時間勤務制が導入されるため、所要の改正を行う。
- (2) 60歳に達した日後における最初の4月1日以後、職員の給料月額は、その者の属する職務の級および受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額とする旨を定める。
- (3) 管理監督職上限年齢により、管理監督職以外の職への降任等をされた職員であって、(2)の額が降任等の前にその者が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額に達しない場合は差額を加算した額「役職定年調整額」とする旨等を定める。
- (4) (1)の規定の適用を分限処分として位置付けるため、職員の分限に関する条例の読替規定を定める。
- (5) 定年年齢が段階的に65歳に引き上げられる間の経過措置として、暫定再任用制度を実施するため、所要の改正を行う。

### 3 施行期日

令和5年4月1日

令和4年8月19日  
教育振興部教育総務課

## 令和4年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条に基づき実施する教育に関する事務の管理等に係る点検・評価（以下「点検・評価」という。）について、下記のとおり実施する。

### 記

#### 1 実施方法

##### （1）点検および評価

「練馬区教育・子育て大綱（令和3年3月改定）」（以下「大綱」という。）の重点施策ごとの主な取組の成果および新型コロナウイルス感染症対策に係る取組について記載した点検・評価表を事務局が作成し、これに基づき点検・評価を行う。

##### ア 大綱に基づく点検・評価

別紙1-1 大綱体系図

別紙1-2 令和4年度点検・評価における主な取組項目（案）

別紙1-3 点検・評価表（案）

##### イ 新型コロナウイルス感染症対策に係る点検・評価

別紙2-1 新型コロナウイルス感染症対策に係る取組（案）

別紙2-2 新型コロナウイルス感染症対策に係る取組 点検・評価表（案）

##### （2）報告書の検討、作成

点検および評価表による点検・評価後、有識者からの意見・助言を踏まえ、今後の方向性等を検討し、報告書を決定する。

#### 2 今後のスケジュール（予定）

4年8月下旬～	事務局による点検・評価表の作成
11月上旬	教育委員による事業成果等の点検・評価
12月上旬	教育委員会にて点検・評価表の決定および有識者の決定
12月中旬	有識者へ意見および助言の依頼
5年2月中旬	教育委員会にて報告書の決定
3月	区議会への報告、区民への公表（ホームページ掲載等）

## 練馬区教育・子育て大綱体系図(令和3年3月版)

教育分野		子育て分野	
<p>目標 夢や目標を持ち困難を乗り越える力を備えた子どもたちの育成</p>		<p>目標 安心して子どもを産み育てられ、子どもたちが健やかに成長できる環境の整備</p>	
取組の視点	重点施策	取組の視点	重点施策
1 教育の質の向上	学力・体力・豊かな心が調和した学びの充実	1 子どもと子育て家庭の支援の充実	相談支援体制の充実
	教員の資質・能力の向上		新しい児童相談体制の充実
	学校の教育環境の整備		支援が必要な子どもたちと家庭への取組の充実
2 家庭や地域と連携した教育の推進	家庭教育への支援	2 子どもの教育・保育の充実	家庭での子育て支援サービスの充実
	学校運営や教育活動における家庭や地域との協働		練馬こども園の充実
3 支援が必要な子どもたちへの取組の充実	いじめ・不登校などへの対応	3 子どもの居場所と成長環境の充実	安全で充実した放課後の居場所づくり
	さまざまな家庭環境で育つ子どもたちへの支援		児童館機能の充実
	障害のある子どもたちなどへの支援		青少年の健全育成・若者の自立支援

令和4年度 点検・評価における主な取組項目(案)【教育分野】

教育・子育て大綱(R3版)		点検・評価
取組の視点	重点施策	主な取組項目
1 教育の質の向上	学力・体力・豊かな心が調和した学びの充実	1) 小学校就学前の幼児教育の充実
		2) 幼保小連携の推進
		3) 小中一貫教育の推進
		4) 人権教育・道徳教育の推進
		5) 英語教育の充実
		6) 子どもたちの体力向上の促進
		7) 子どもたちの食育の推進
		8) ICTを活用した教育活動の推進
		9) 学校図書館を活用した学習・読書活動の充実
	教員の資質・能力の向上	1) 教員研修の充実
		2) 教員のICT活用能力の向上
		3) 子どもたちと向き合う時間の創出(教員の働き方改革の促進)
	学校の教育環境の整備	1) 学校施設の整備(改修・改築)
		2) 区立学校の適正規模・適正配置
		3) 学級編制等のあり方の検討
2 家庭や地域と連携した教育の推進	家庭教育への支援	1) 家庭教育への支援
		2) 関係機関との連携強化
	学校運営や教育活動における家庭や地域との協働	1) 学校安全対策の推進
		2) 地域を活用した教育活動の推進
3 支援が必要な子どもたちへの取組の充実	いじめ・不登校などへの対応	1) いじめ・不登校等に対する効果的な取組の推進
		2) 専門的人材を活用しいじめ問題の解決
		3) 不登校児童・生徒への学習機会の充実
		4) 不登校実態調査の実施
	さまざまな家庭環境で育つ子どもたちへの支援	1) 一人ひとりに応じた生活支援・学習支援の実施
		2) 外国人児童・生徒とその家庭への支援
	障害のある子どもたちなどへの支援	1) 障害理解への取組の充実
		2) ICTを活用した学習支援の推進
		3) 医療的ケア児支援体制の充実

令和4年度 点検・評価における主な取組項目(案)【子育て分野】

教育・子育て大綱(R3版)		点検・評価
取組の視点	重点施策	主な取組項目
1 子どもと子育て家庭の支援の充実	相談支援体制の充実	1) 乳幼児親子の身近な相談場所の拡充 2) オンラインによる相談と情報発信の充実
	新しい児童相談体制の充実	1) 都との連携強化 2) 子ども家庭支援センターによる支援体制の充実
	支援が必要な子どもたちと家庭への取組の充実	1) 発達の不安や障害のある親子支援の充実 2) 障害児保育の充実 3) ひとり親家庭等への支援
2 子どもの教育・保育の充実	家庭での子育て支援サービスの充実	1) 練馬こどもカフェの拡充 2) 子育てのひろばの増設 3) 公園等を活用した外遊びの取組
	練馬こども園の充実	1) 練馬こども園の拡大
	保育サービスの充実	1) 保育施設の定員拡大 2) 窓口や保育施設のICT化の推進 3) 保育サービス水準の向上
3 子どもの居場所と成長環境の充実	安全で充実した放課後の居場所づくり	1) ねりっこクラブの拡大
	児童館機能の充実	1) 乳幼児親子向けの児童館機能の充実 2) 中高生居場所づくり事業の充実
	青少年の健全育成・若者の自立支援	1) 青少年の野外活動・地域交流事業等の推進 2) 青年リーダーの養成、若者の企画運営事業の推進 3) 若者の自立に向けた相談・支援

## ○教育分野

## 1 教育の質の向上

## 点検・評価表(案)

重点 施策	1- 学力・体力・豊かな心が調和した学びの充実	
	概要	<p>小学校就学前の幼児教育を充実します。 幼稚園・保育所・小学校が連携して、育ちと学びの連続性を大切にします。 小学校と中学校の一貫教育を進め、義務教育9年間を見通した教育を実践します。</p> <p>子どもたちの心を育む人権教育、道徳教育を推進します。 子どもたちの体力の向上を図り、食育などの健康づくりに取り組みます。 タブレット端末などを活用したICT教育やオンライン学習を通して、子どもたち一人ひとりに届く教育を実現します。 学校図書館を活用した探究的学習や読書活動の充実を図ります。</p>

主な 取組	項目1 小学校就学前の幼児教育の充実	
	目標	
	事業 成果	
	今後の 取組	
	所管課	学務課
	項目2 幼保小連携の推進	
	目標	
	事業 成果	
	今後の 取組	
	所管課	教育施策課



項目9 学校図書館を活用した学習・読書活動の充実	
主な取組	目標
	事業成果
	今後の取組
	所管課

昨年度の点検・評価であった委員および有識者からの意見を重点施策ごとに記載。

昨年度の点検・評価における主な意見（教育委員・有識者）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○幼保小連携および小中一貫教育について、協議会、フォーラム、リーフレット配布等の取組を継続してほしい。</li> <li>○目指す15歳の姿の設定や中学校区別研究会を実施し、小中一貫教育の充実が図られている。</li> <li>○すべての中学校の校舎に、小学生が使うための連携教室を整備できるよう検討してほしい。</li> <li>○「特別の教科 道徳」の取組に関する教員向けの研修会は、今後も対象者を増やして継続してほしい。</li> <li>○ALT配置および英検検定料補助制度等、具体的な取組を実施し、英語教育の充実を図っている点は評価できる。英語以外の教科でも具体的な取組を実施して、学びの充実を図ってほしい。</li> <li>○行動制限に伴う運動能力の低下が懸念される。体力向上のための取組を実践してほしい。</li> <li>○地場産物を使用した学校給食の提供は評価できる。今後は生産者による説明の機会を増やしてほしい。また、伝統的日本食の継承につながる企画や食品ロスに関する取組の実施を検討してほしい。</li> <li>○すべての児童・生徒にタブレット端末を配備した点は評価できる。引き続き、タブレット端末の効果的な活用を推進してほしい。</li> </ul>
昨年度の主な意見に対して現在取組んでいることおよび方向性	

点検・評価欄	評価	特記事項
	<div data-bbox="255 1747 798 1982" style="border: 1px solid gray; border-radius: 15px; padding: 5px; margin-left: 20px;"> <p>委員からの評価を記載 重点施策ごとに3段階の評価を行う。</p> <p>「1」良好に進んでいない 「2」良好に進んでいる 「3」とても良好に進んでいる</p> </div> <div data-bbox="845 1747 1340 1904" style="border: 1px solid gray; border-radius: 15px; padding: 5px; margin-left: 20px;"> <p>各項目の課題や改善点、今後の方向性について各委員からの意見を記載。</p> </div>	







令和 4 年 8 月 19 日  
教育振興部教育指導課

## 学校法律相談事業（スクールロイヤー制度）の実施状況等について

令和 3 年 6 月に、暴力行為やいじめ問題、事故など学校（園）における諸問題の対応を迅速かつ適切に進められるよう、スクールロイヤーを活用した学校法律相談事業を開始した。学校（園）からの法律相談に直接対応するスクールロイヤーを練馬、光が丘、石神井、大泉の各地区に 1 名の計 4 名を配置している。

事業開始から 1 年が経過したため、実施状況等について、下記のとおり報告する。

### 記

#### 1 委託先

第二東京弁護士会

#### 2 令和 3 年度の実績

相談件数 38 案件（延べ 62 件）

内訳

相談種別	件数
保護者に関すること（保護者からの要望・保護者間トラブル等）	21 件
児童・生徒に関すること（いじめ・不登校・暴力・事故等）	20 件
学校（園）・教職員に関すること（教職員の指導や服务等）	8 件
その他	4 件

相談内容が複数の相談種別に関わる場合は、それぞれに 1 件として算出  
学校（園）管理職を対象とした研修の実施  
制度導入に当たり学校（園）が相談しやすい環境を整えるため、職層別（校（園）長・副校（園）長）研修を実施  
学校（園）向け事例紹介「スクールロイヤーだより」の発行 1 回

#### 3 令和 4 年度の予定

学校（園）管理職を対象とした地区別研修の実施  
学校（園）と地区担当弁護士により事例検討を行うことで、制度の更なる活用を促すことを目的として地区別研修を実施  
学校（園）向け事例紹介「スクールロイヤーだより」の発行 3 回

## 「練馬こどもカフェ」の拡充について

「練馬こどもカフェ」は、第2次みどりの風吹くまちビジョンに基づき、民間カフェと協働し、子どもが学び、遊ぶ機会や、保護者が交流したりリラックスできる環境を提供するため、現在、区内カフェ等の店舗スペースを活用し、保育士や幼稚園教諭等による子育て講座を実施している。

この度、改定アクションプランに基づき、新たに「練馬こどもカフェ」の実施場所を1か所増やし、全7か所で事業を行うとともに、自主運営型を試行する。

### 1 利用対象者

区内の就学前の乳幼児およびその保護者

### 2 新たな実施店舗および協働事業者

「おはしごはん」(カフェ) 貫井5-1-10 西村ビル1階

高安 ちえ(個人事業主)

\* 8月上旬に協定締結予定

### 3 自主運営型の試行

#### (1) 内容

練馬こどもカフェにおいて従来から実施している保育士等による子育て講座に加え、新たに店舗が自ら企画する子育て講座も実施する。

試行結果を踏まえて本格実施する。

#### (2) 店舗

「ママコモハウス」栄町1-11 菊屋ビル1階(令和3年度事業開始)

「おはしごはん」貫井5-1-10 西村ビル1階(令和4年度事業開始予定)

#### (3) 店舗企画講座の回数

3回程度(令和4年8月～令和5年1月)

### 4 周知

事業の実施時期にあわせ、区ホームページ等で周知する。

参考 実施場所一覧

	実施場所	住所	開始年度
1	タリーズコーヒー 大泉学園店	東大泉 2-34-1 オズスタジオシティ 1階	令和元年度
2	タリーズコーヒー 石神井公園店	石神井町 2-14-31 ビオラ 1階	令和元年度
3	スターバックスコーヒー 豊島園駅前店	練馬 4-18-8 ティーズガーデン	令和元年度
4	ホテルカデンツァ東京	高松 5-8 J.CITYビル 1階	令和2年度
5	カフェココ	高松 1-25-12 ブランシカ練馬高松 1階	令和2年度
6	ママコモハウス	栄町 1-11 菊屋ビル 1階	令和3年度

## (仮称)都立練馬児童相談所の設置について

令和 6 年度に(仮称)都立練馬児童相談所(以下、「都児相」とする。)が、区の子ども家庭支援センター(以下、「子セン」とする。)と同一施設内に設置される。そこで、施設内のフロア配置について都との協議がまとまったので報告する。

## 記

## 1 児童相談所の主な業務

助言指導、継続的な援助、一時保護、里親制度、施設への入所、メンタルフレンド事業、愛の手帳の交付

## 2 設置による効果

都区合同のケース検討会議や虐待通告に基づく家庭訪問等が随時可能となり、広域的・専門的機能である一時保護や児童養護施設への入所などの法的対応もさらに的確・迅速に行われるようになる。

## 3 フロア配置

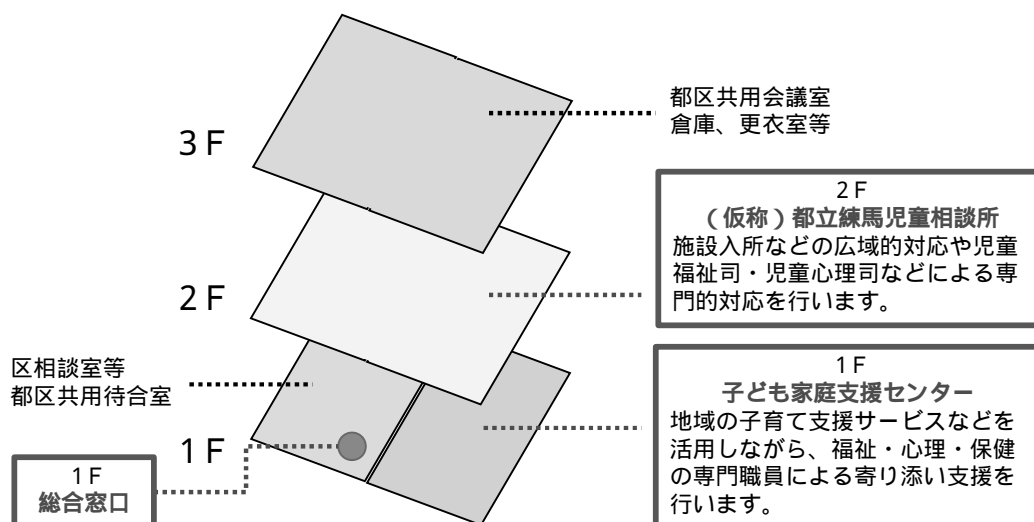
〔1階〕子セン事務室・区相談室等、都区共用待合室、総合窓口( )

総合窓口：1階に総合窓口を設置する。総合窓口では、来庁者の来庁目的を聞き取り、そのニーズに合った窓口へ繋げることで、都児相および子センの迅速かつ的確な対応を実現。

〔2階〕都児相事務室・都面談室等

〔3階〕都区共用会議室、倉庫、更衣室等

〔施設イメージ〕



#### 4 東京都主催のオープンハウスの開催

##### 概要

都児相の設置について、地域住民から広く理解を得るため、都が児童相談所の機能、業務や入居予定フロアなどについて説明を行う。

##### 開催日時・場所

- ・ 第1回 令和4年8月26日(金) 18:00~20:00  
練馬区職員研修所2階 研修室
- ・ 第2回 令和4年8月28日(日) 14:00~16:00  
子セン2階 201会議室

##### 周知方法

- ・ 区報(8/1号)
- ・ 回覧板・掲示板(豊玉第三町会内)
- ・ ポスティング(子セン近隣住民)

#### 5 今後の予定

令和4年度 工事実施設計

令和5年度 施設内改修工事

令和6年度 都児相設置

〔参考〕子ども家庭支援センターが入居している民間ビルの概要

##### 1 住所

豊玉北五丁目28番3号



##### 2 建物概要

鉄筋コンクリート造 地上3階建

1階:約460㎡ 2階:約480㎡ 3階:約400㎡ 合計:約1,340㎡

令和 4 年 8 月 19 日  
こども家庭部保育計画調整課

### 東大泉第三保育園の民営化について

練馬区公共施設等総合管理計画〔実施計画〕に基づき、令和 6 年度に練馬区立保育所運営業務委託契約の更新の契約期間満了を迎える 4 園について、再公募して委託を継続するか、民営化するかを検討してきた結果、東大泉第三保育園を民営化することとし、同園の運営事業者と協議を進めていくこととする。

なお、光が丘第八保育園、石神井町つつじ保育園については、委託を継続することとし、令和 5 年度に再公募する。向山保育園については、単独施設であり、築 47 年が経過していることから、民営化に向けて運営事業者との協議を継続することとし、その間、再公募は行わない。

#### 1 民営化する理由

- (1) 東大泉第三保育園は、東京都福祉サービス第三者評価等で良好な評価を得ている。
- (2) 同園の運営事業者は、自らの創意工夫によりサービス内容を充実できるとの考えから、特に民営化への意欲を示しており、民営化後もサービス水準の維持・向上が期待できる。
- (3) 土地・建物の権利関係が明確な単独施設である。

#### 2 民営化の主な考え方

- (1) 民営化後の保育サービスおよび財産（土地・建物）の取扱い  
施設維持管理における運営事業者の主体性を高め、これまで区立施設で提供してきたサービス水準を維持し、民営化移行時に区が必要とする保育サービスを実施するため、原則土地は無償貸付、建物は無償譲渡とする。土地の貸付期間は 30 年とする。
- (2) 民営化公表から移行までの期間  
在園児童への配慮として十分な期間を設けるとともに、保護者説明会を開催するなど、丁寧に進めるため、民営化公表から移行するまでの期間を 5 年間とする。  
ただし、運営事業者が期間の短縮を希望する場合は、民営化公表前に入園し、民営化後も在園する児童の保護者の理解を前提に、前倒しを検討する。

#### 3 今後の予定

令和 4 年 7 月～ 東大泉第三保育園の保護者への説明  
運営事業者と協議（協議結果を踏まえ、(仮称) 東大泉第三保育園民営化実施計画を策定)

令和 9 年度（令和 10 年度に民営化の場合）  
議案提出（練馬区立保育所設置条例の一部改正、財産の無償譲渡）

令和 10 年度を目途に民営化

令和 4 年 8 月 19 日  
こども家庭部青少年課

## 令和 4 年度「練馬区成人の日のつどい」開催について

成人の日のつどいについては、令和 2 年度から練馬文化センターを会場として開催してきたが、本年 10 月から改修工事を実施することになった。成人の日のつどい対象者が参加しやすい会場を検討した結果、交通アクセスのよい大型施設である日本大学芸術学部江古田キャンパスで開催する。

### 1 開催日時

令和 5 年 1 月 9 日（月・祝）

【午前の部】午前 11 時から（郵便番号 176・179 在住の方）

【午後の部】午後 2 時 30 分から（郵便番号 177・178 在住の方）

### 2 会場 日本大学芸術学部江古田キャンパス

(1) 大ホール（収容人員：1,000 人程度）

(2) A 棟大教室（5 か所）

※案内状に記載のサイトから、希望会場を選択し、事前申込みとする。

大ホール希望者が収容人員に達した場合は、抽選を行い、希望に沿えない方は A 棟大教室の会場を案内する。

### 3 対象者

平成 14 年 4 月 2 日～平成 15 年 4 月 1 日生まれの区内在住者

令和 4 年 7 月 1 日現在 6,816 人（外国人 248 人を含む）

### 4 参加見込数

3,700 人[午前・午後の部 それぞれ 1,850 人想定]

### 5 内容

(1) 式典 [午前・午後の部 それぞれ約 20 分・大ホール]

大ホールでの式典および演奏会の様子を A 棟大教室において映像で放映する。

なお、同時にインターネットで式典および演奏会の映像を配信する。

- ① 国歌放送
- ② 区長のあいさつ
- ③ 来賓祝辞（区議会議長）
- ④ 来賓（発壇者）紹介
- ⑤ 20 歳のメッセージ（午前・午後の部各 2 人）



(2) 演奏会 [午前・午後の部 それぞれ約 20 分・大ホール]

大谷康子氏によるバイオリン演奏

(3) その他の催し

- ・ 写真スポット設置
- ・ 祝い品事業 (引換券を参加者に配布し、協力いただけるねりコレ取扱店舗にて引換え。)
- ・ 協賛品事業

6 新型コロナウイルス感染症拡大防止のための対応

会場への入場の際の検温、手指消毒の実施、会場消毒の徹底等の感染予防対策をとりながら実施する。

7 案内状発送

(1回目) 令和4年11月上旬予定 (11月1日時点の対象者)

(2回目) 令和4年12月上旬予定 (11月2日以降の転入者)

8 区民への周知

「ねりま区報」(9月1日号) および区ホームページにて周知する。